

琉球大学 学生会員 上野 靖晃
 琉球大学 正会員 神谷 大介

1. はじめに

阪神淡路大震災に代表される東日本大震災以前の大規模震災の多くは、休日や早朝に発生しており、学校において際立った人的被害は見られなかった。しかし、東日本大震災は、多くの児童が学校にいる平日の昼間に発生し、甚大な被害をもたらした。学校保健安全法において、学校は災害から児童の命を守るために、保護者と地域との連携の下、学校安全計画および危険発生時対処要領の策定することになっている¹⁾。

沖縄県は東日本大震災を踏まえ、「学校における地震・津波対策の危機管理マニュアル」を改訂している²⁾。本稿では、沖縄県内小学校における地震・津波への対応状況に関する基礎的考察と課題の明確化を行う。

2. 調査結果

本稿では、2012年に沖縄県教育庁に危機管理マニュアルを提出した247校の危機管理マニュアルを対象とし、危機管理マニュアルに記載されている事項、特に危険からの避難（地震発生から二次災害避難まで）に関する対応に焦点を当て、災害脆弱性（津波浸水想定区域内か否か等）集計・考察を行う。

また、沖縄県の小学校（小中学校）を対象に学校安全に対するアンケート調査を全数調査で行い、回収校は208校で回収率は約76%であった。

(1) 一次対応（地震に対する対応）

表-1に各場所における一次規定の有無を示す。ここでの一次対応とは、地震による揺れが発生しているときの対応（机の下にもぐる等）を指す。教室が約92%と最も多く規定されていて、次いで体育館、運動場、廊下となっている。また、教室での対応を規定していない学校では、小規模校が多く、学校安全を推進する上で有識者と相談している学校がない。そのような学校では臨時の教職員が安全担当になっている場合が多くみられ、東日本大震災を受け、津波からの避難にばかり注意がいった結果、地震への備えが疎かになっていると考えられる。図-1に「体育館、運動場、廊下での対応明記の有無」と「学校安全の取り組み体制」の関係をクラメールの関係係数で分析した結果を示す。また、図-2、図-3に「廊下、体

表-1 一次対応規定の有無

場所	規定している 学校数 (%)	場所	規定している 学校数 (%)
教室	228(92.3)	遊具	4(1.6)
体育館	79(32.0)	運動場	78(31.6)
プール	55(22.3)	靴箱	1(0.4)
廊下	74(30.0)	図書室	4(1.6)
階段	67(27.1)	通学路	28(11.3)
トイレ	61(24.7)		

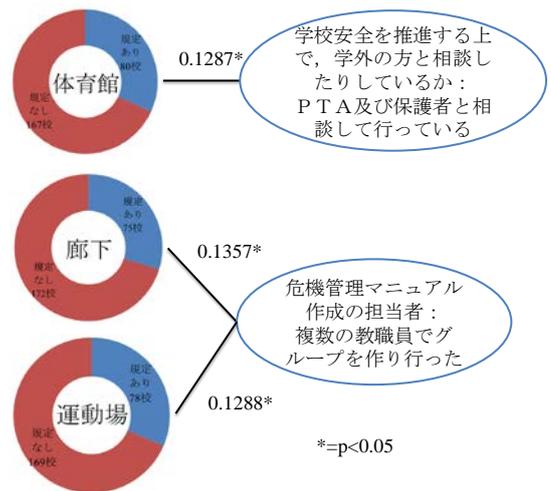


図-1 一次対応規定の有無とアンケートの関係図

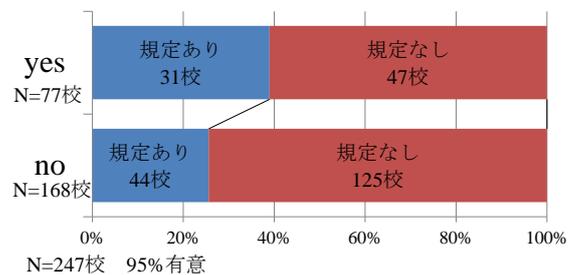


図-2 「複数のグループでマニュアル作成」と「一次対応：廊下」とのクロス集計

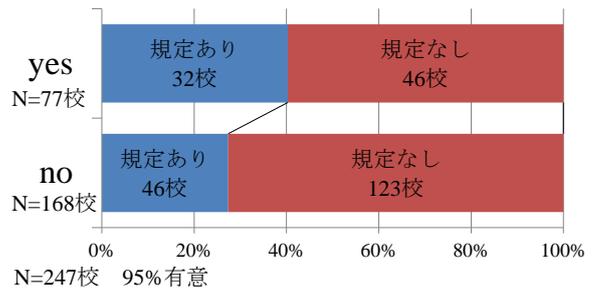


図-3 「複数のグループでマニュアル作成」と「一次対応：運動場」とのクロス集計

育館での対応明記の有無」と「学校安全の取り組み体制」とのクロス集計を示す。危機管理マニュアルを複数の職員でグループを作り作成・更新している学校の多くで「廊下」「運動場」での対応が規定されている。複数の職員でマニュアルを作成することが一次対応に有効であること分かる。

(2) 二次対応（津波に対する対応）

図-3 に災害曝露別の二次対応規定の有無を示す。ここでの二次対応とは、地震により誘発された津波に対する対応（校外の高台や校舎上階に避難する等）を指す。学校が浸水想定区域内の学校において校外避難以外の避難行動をとる7校の内4校は高台のない離島であり、3校は想定浸水深が1m以下で浸水想定区域の端の学校であり、問題がないといえる。

(3) 登下校時の二次対応

ここでは、登下校時といった教職員の手が届かない状況での対応（揺れが止んだ後、自宅または学校に避難する等）を規定しているか否かを集計、考察していく。集計した結果を図-5 に示す。今回、災害曝露を学校が浸水想定区域内の学校を校区が浸水想定区域内とまとめて集計を行った。校区が浸水想定区域内と浸水想定区域外とで有意差は見られなかった。浸水想定内の方がより登下校時の避難を考慮しなくてはならないため課題といえる。次にアンケート結果との関係を図-6 に示す。また、図-7 に関係があったアンケートの回答項目とのクロス集計を示す。学校安全を推進する上で、消防と警察と協力することはあまり効果的でないことが分かる。消防は火災に関しての対応に特化しており、地震・津波に関する十分な知識を備えていないからと考えられる。また、沖縄県防災アドバイザーも一名を除き全て消防関係で構成されており、専門知識を持った有識者の少なさも専門知識を持たない学校現場において、それらに協力を得られないことが課題といえる。

3. おわりに

上述により得られた結果を以下に示す。

- 有識者とのつながりを持たない小規模校において地震への備えが疎かになっている
- 危機管理マニュアルの作成において複数の職員でグループを作ることが一次対応の規定において有効である
- 学校安全を推進する上で地震・津波への対応に特化していない消防や警察と協力することは登下校時の

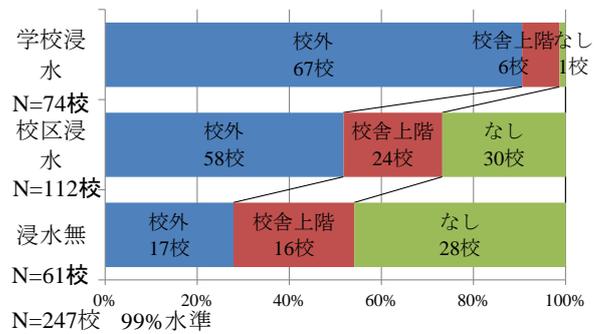


図-4 災害曝露別の二次対応規定の有無

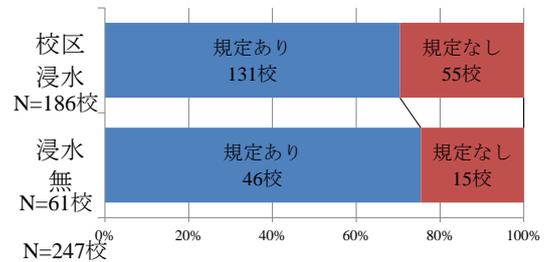


図-5 登下校時における避難対応規定の有無

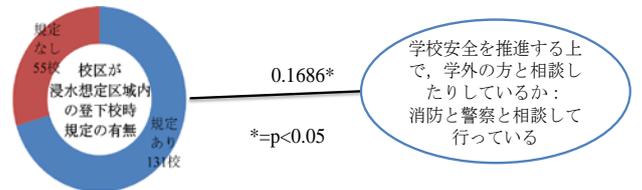


図-6 登下校時における避難対応規定の有無とアンケート結果との関係図

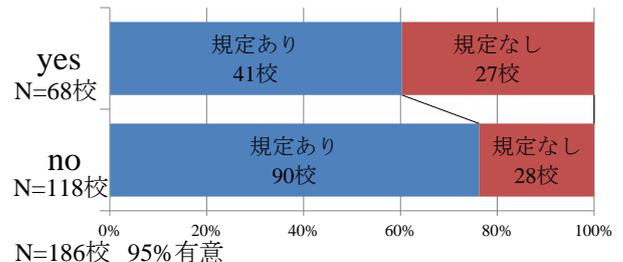


図-7 「消防と警察と相談しながら行っている」とのクロス集計

対応規定にあまり効果がない

今回は危機管理マニュアルやアンケートから沖縄県全体の課題抽出を行ったが、今後の課題としてこれらを基に、小学校ごとにカルテ方式を用いた個別診断を行い、各校の抱える課題の抽出を行う必要があると考えられる。また、有識者が少ない現状から防災リーダーを作っていく仕組みづくりの確立が必要であると考えられる。

参考文献

- 1) 文部科学省：学校保健法等の一部改正する法律, 2009, http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/gakkouhoken.htm
- 2) 沖縄県教育委員会：学校における地震・津波災害対策危機管理マニュアル, 2012